

「指定短期入所生活介護」「指定介護予防短期入所生活介護」

特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高松市指定 3770100497号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定又は要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援認定又は要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	5
6. 事故発生時の対応.....	6
7. 非常災害対策.....	6
8. 身体拘束等の禁止.....	6
9. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等.....	7

1. 事業者

設置者の名称	社会福祉法人 竜雲学園
所在地	高松市仏生山町甲3215番地
代表者氏名	理事長 田代 健
電話番号	087-889-0724
設立年月日	昭和40年3月30日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所

平成12年1月20日指定 高松市指定 3770100497号

指定介護予防短期入所生活介護事業所

平成18年10月1日指定 高松市指定 3770100497号

※ 当事業所は特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者に対し、要支援状態の心身の特性を踏まえて、あるいは要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 竜雲舜虹苑
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市仏生山町甲3100番2
- (5) 電話番号 087-888-5800
- (6) 管理者氏名 苑長 川原 江美
- (7) 当事業所の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族及び地域との交流を目指すことを運営の基本方針とする。

- (8) 開設（サービス開始）年月日 平成12年1月20日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔居宅介護支援〕	平成11年9月26日指定	高松市 3770100141号
〔通所介護〕	平成12年1月20日指定	高松市 3770100489号
〔指定介護予防通所介護相当サービス〕	平成30年4月1日指定	高松市 3770100489号
〔指定通所型サービスA〕	令和元年10月1日指定	高松市 37A0102900号
〔介護老人福祉施設：定員50名〕	平成12年4月1日指定	高松市 3770100497号

- (10) 通常の事業実施地域 高松市
- (11) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30
サービス提供時間	—

- (12) 利用定員 22人
- (13) 居室等の概要

- ・ 短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス利用にあたって当事業所では以下の居室をご用意しています。1人部屋か4人部屋ご希望される場合はその旨お申し出て下さい。但し、利用者の心身の状況や居室の空状況により希望に添えない場合もあります。
- ・ 利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

《居室》

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	2	137㎡	13㎡
4人部屋	5	362㎡	9㎡

《設備》

種類	室数	床面積㎡	種類	室数	床面積㎡
居室（多床室）	15	540	居室（個室）	15	195
静養室	1	19	スタッフルーム	2	69
食堂	2	135	機能回復訓練室	1	91
浴室	2	93	介護材料室	1	19
洗面所		各居室	リネン室	1	15
便所	3	61	集会室	1	71
医務室	1	10	相談室	1	13

調理室	1	1 3 1	汚物処理室	1	9
事務室	1	3 6	洗濯室	1	4 9
宿直室	1	1 6	霊安室	1	1 4

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員と以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職種名	人数		職務内容
	常勤換算	指定基準	
苑長	1名(兼務)	1名(兼務あり)	竜雲舜虹苑の業務を統括し施設の管理運営に当たる。
事務員	1名(兼務)	—	庶務及び会計事務に当たる。
生活相談員	1名(兼務)	1名(兼務あり)	利用者の生活相談に当たる。
看護職員	1名	1名	利用者の看護、生活の世話、診療の補助、保健衛生に当たる。
機能訓練指導員	1名(兼務)	1名(兼務あり)	利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に当たる。
介護職員	6名以上	昨年の利用実績人数に3対1の配置	利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
栄養士	1名(兼務)	1名(兼務あり)	栄養士は、献立の作成、栄養量計算、給食記録、調理員の指導等給食業務に当たる。
嘱託医師	1名(兼務)	1名(兼務あり)	診療、健康管理及び保健衛生指導に当たる。
調理職員	委託業者による給食		
計	12名	12名	

《主な職員の勤務体制》

職種	時間	始業時間	終業時間	休憩時間
	苑長		8:30	17:30
事務員		8:30	17:30	12:00~13:00
生活相談員		8:30	17:30	12:00~13:00
看護職員		8:30	17:30	12:30~13:30
栄養士		8:30	17:30	12:00~13:00
介護職員	早出	7:30	16:30	11:30~12:30
	中出	9:00	18:00	12:30~13:30
	遅出	10:00	19:00	13:30~14:30
	日勤	8:30	17:30	12:00~13:00
	夜勤A	16:30	翌9:30	実働16時間 休憩1時間
	夜勤B	16:30	翌9:30	実働16時間 休憩1時間

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○ 短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第4条参照）

《サービスの概要》

種 類	内 容
居 室	・ 1人部屋または4人部屋の居室を提供します。
食 事	・ 原則として、体調不良でない限り、食堂ホールでとっていただきます。 ・ 献立は、管理栄養士が立て、季節を盛り込みながら利用者の好みと健康食事に留意して、作っています。 ・ 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:30 となりますので、提供時間以降であれば、ご自由にお召し上がりいただけます。
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 最低週2回はどなたも入浴していただけます。また、体調不良の場合は清拭をさせていただきます。 ・ 浴室は、リフト入浴・特殊浴槽を兼ね備え、どなた様にも対応できます。
離床・着替え・整容等	・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・ シーツ交換は、週1回行います。汚れた時はその都度行います。
洗 濯	・ 洗濯については苑で責任をもって行います。 ・ 洗濯に出して2～3日で本人の手元に戻ります。 ・ 着物など洗濯が適当でないものについては、クリーニングをご利用下さい。尚、これについては、費用は自己負担となります。
機能訓練	・ 機能回復訓練指導員（看護師が兼務）が利用者の状況に適合した機能訓練を行い、また、その個々に合った機能訓練を寮母・看護婦が日々行います。
相談及び援助	・ 利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。（相談窓口）介護支援専門員：秋友 史絵
社会生活上の便宜	・ 利用者の希望により下記の行事・レクリエーションに参加していただくことができます。 ・ 外出・買物・ドライブ（随時） ・ おやつレク・イベント食（月1回） ・ 季節に合わせた行事も企画しています。（1月初詣、2月花見等）

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン又は介護予防ケアプラン）に沿い、事業所と利用者で協議したうえで短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に定めます。

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯での料金は別表1の通りです。

☆ご契約者がまだ要支援認定又は要介護認定を受けない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の基準外のサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

複写物の交付・・・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき20円

滞在費・・・1日あたり 多床室 915円・個室 1,231円

食費・・・1日あたり 1,445円

理髪・理容・・・月に1回理容師の出張による理髪サービスをご利用できます。

理容師支払い代金の実費をいただきます。

ホーム喫茶利用料金・・・利用代金の実費をいただきます。

買い物利用料金・・・利用代金の実費をいただきます。

被服関係費用・・・利用代金の実費をいただきます。

外食・出前等の費用・・・利用代金の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条/三者契約書第8条参照)

前記(1),(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- | |
|------------------|
| ① 窓口での現金払い |
| ② 指定口座への振込み |
| ③ 金融機関口座からの引き落とし |

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条/三者契約書第9条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の介護サービス利用料金の10%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について (契約書第22条/三者契約書23条参照)

(1) 苦情解決責任者 川原 江美 (苑長)

(2) 苦情受付担当者 喜田 栄子 (主任生活相談員)

(3) 第三者委員

① 司法書士 岡田 浩司 [連絡先087-889-8070]

② 仏生山コミュニティセンター

センター長 十河 寛敬 [連絡先087-889-0848]

(4) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ④ 行政機関・その他苦情受付機関
本事業者で解決できない苦情は、下記にも申し立てることができます。

高松市役所 介護保険課	所在地	高松市番町1丁目8番15号
	電話番号	087-839-2326
	FAX	087-839-2337
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	高松市番町1丁目10番35号
	電話番号	087-861-0545
	FAX	087-861-2664

6. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、その原因を分析し、市町村等の関係機関、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 万一の事故に備えて「賠償補償共済制度」に加入しています。
- (4) その他
 - ① 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、助言に従って必要な改善を行います。
 - ② 国民健康保険団体連合会が行う調査についても上記と同様します。
 - ③ 利用者から契約解除の申し出があった場合は、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定サービス事業者等の紹介を行います。
 - ④ 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の変更の場合には、速やかに対応します。

7. 非常災害対策

- (1) 非常時の対応 別途定める防災マニュアルに則り対応を行います。
- (2) 避難訓練 別途定める消防計画に則り年3回以上の訓練を行います。

8. 身体拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を、利用者及びその家族に説明し、必要な措置を行います。

9. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

①	アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み	あり
②	第三者による評価の実施状況	なし

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスおよび指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 竜雲舜虹苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスおよび指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

〒

契約者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のため作成したものです。

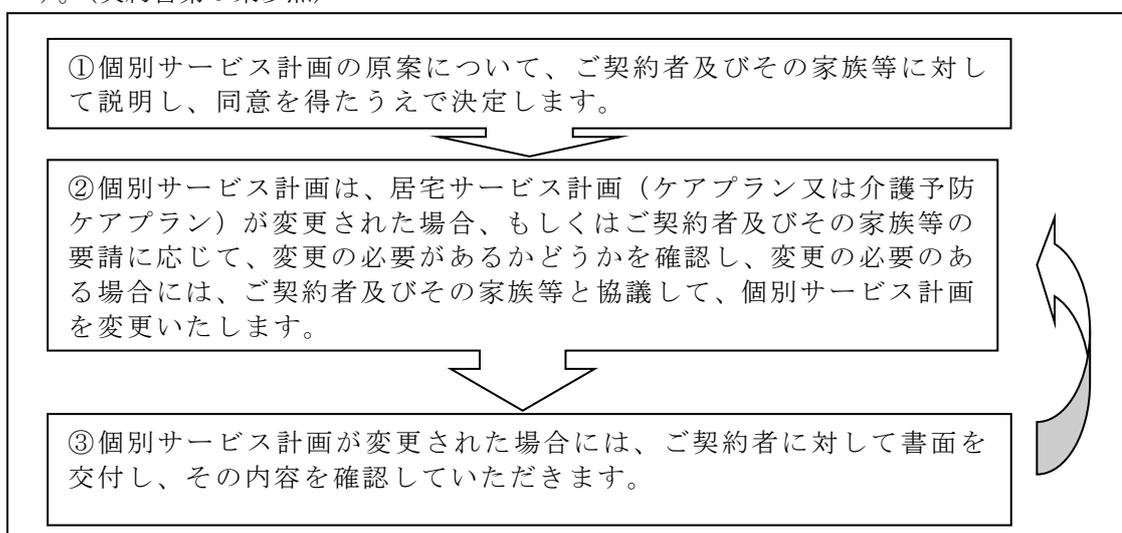
〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

敷 地	4 8 9 2 . 8 2 m ²	
建 物	構 造	耐火構造
	建物面積	2 9 1 0 . 7 7 m ²
	利用定員	7 2 名 (内短期入所 2 2 名)

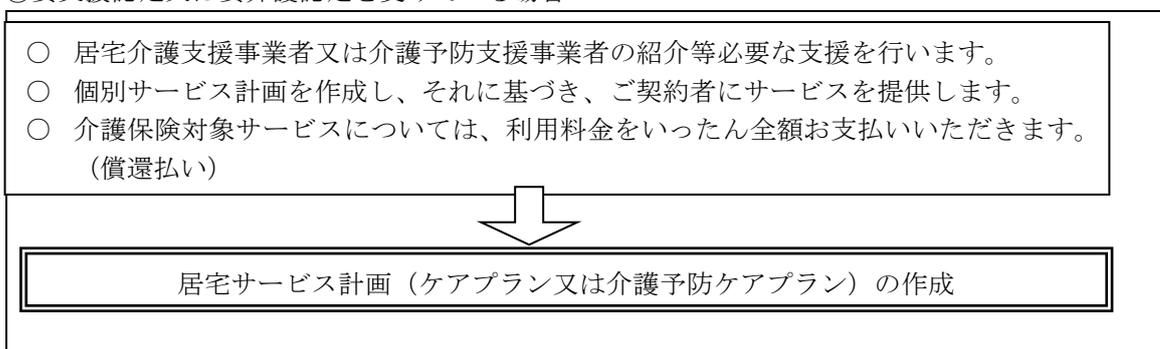
2. 契約締結からサービス提供の流れ

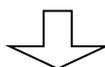
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン又は介護予防ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下、個別サービス計画）という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン又は介護予防ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

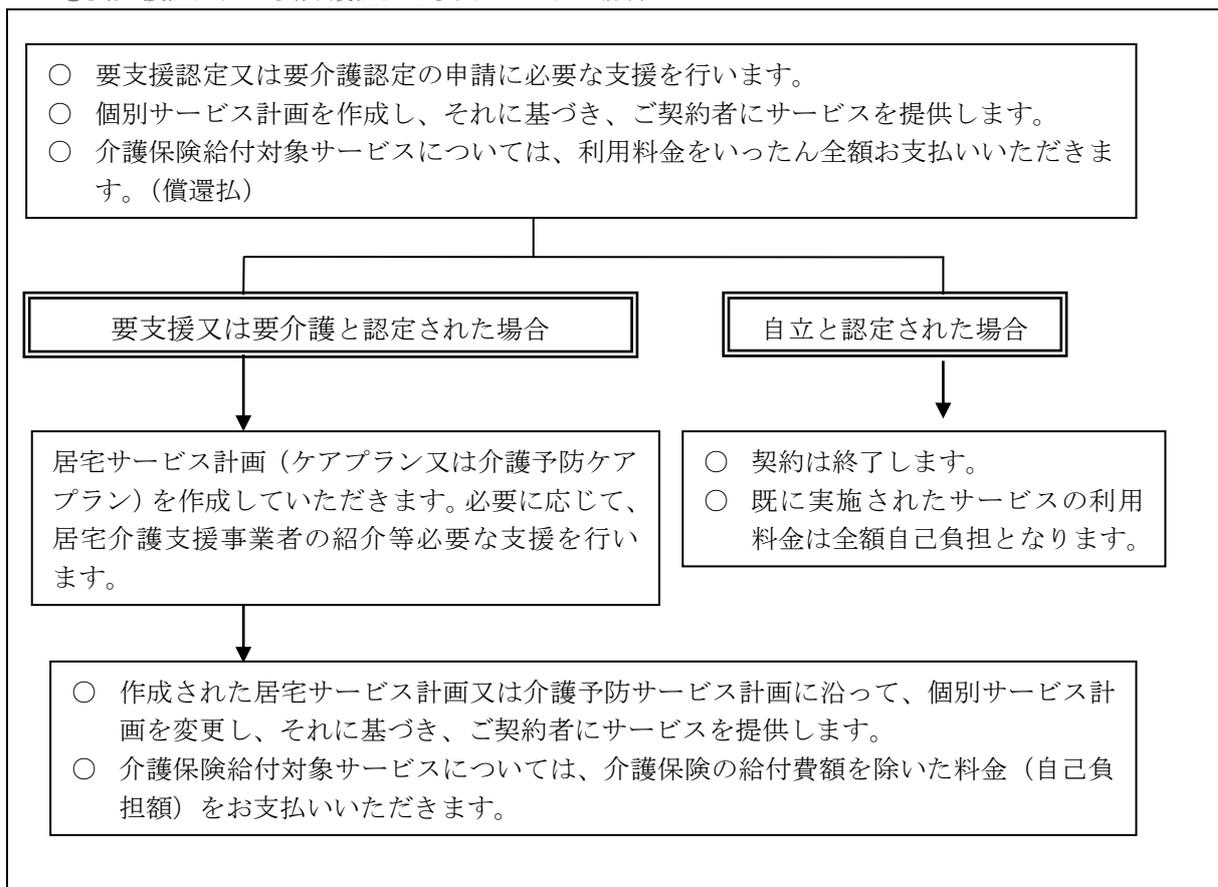
①要支援認定又は要介護認定を受けている場合





- 作成された居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要支援認定又は要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

（三者契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護支援専門員又は介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

①協力医療機関

医療機関	オサカ病院
院長名	森川 健一郎
所在地	高松市香川町浅野 272
電話番号	889-0703
診療科	外科、整形外科、内科、リハビリテーション科、形成外科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、消化器科
医療機関	仏生山みぞぶち内科医院
院長名	溝淵 猛
所在地	高松市仏生山町甲 691-1
電話番号	888-1322
診療科	内科・消化器科
医療機関	東高松クリニック
院長名	脇丸 孝二
所在地	高松市高松町 2310-2
電話番号	841-0033
診療科	内科、呼吸器内科、脳神経外科、リハビリテーション科、循環器内科
契約内容	入苑している利用者の診療について、外来診療をはじめ、救急医療、および入院治療等、利用者の適切な診療を行うこと。

②協力歯科医療機関

医療機関	高松大塚歯科医院
院長名	曾我部 哲

所在地	高松市林町 2538-10
電話番号	815-2424

5. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条/三者契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定又は要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

（三者契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません。）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン又介護予防ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません。）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条/三者契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意

重要事項説明書

にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第20条/三者契約書第21条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助（契約書第16条/三者契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。